臺灣日日新報 第一萬三千七百八十四號 A (一)
昭和十三年八月四日（木曜日） (第二版) (明治卅一年五月九日第三種郵便物認可)

漢口まで直線卅六里
完全占領の黄梅から
敵艦艇六隻爆沈
八隻を炎上又は大破
海の荒鷲江岸を爆撃

【安慶二日發同盟】我軍の手に帰した黄梅は鄂北省の要衝にして敵は第二十一軍を中心に約六個師を集結し抵抗陣地を構築してゐたが、同地から漢口までは直線距離にして三十六里、黄梅の九江に通ずる大別山脈の南方地帯は完全に制圧するに至つた

【上海二日發同盟】航空隊は二日九江上流下流鵝艇二百哩に亙る江岸隨所敵艦、敵砲艇、軍用戎克、陣地掩蔽所等を爆撃、顕著なる戦果を収めたが、其の主なる戦果左の如し

(イ)上流蘇家田東側、瀝石磯、新開において、爆弾命中又は機銃掃射により敵艦艇三隻を爆沈、三隻を炎上大破し、砲艇三隻を爆沈、五隻を大破炎上大破す

(ロ)新開附近江岸陣地及び防禦施設を破壊す

(ハ)下流湖口東側江岸陣地及び陣地を破壊せり

二、殿後に猛進せる支那軍は九江上流約十哩王湖附近の堤防を破壊決潰し附近に叩き込む暴挙を敢へてせり

又も堤防を決潰
敵兵一千を殲滅

【上海二日發同盟】航空隊偵察部發表、支那軍は九江より撤退に至る迄約四日以上、徹底的に焦土作戦を実施しつつあり支那軍の無謀を傾ひつつ追撃の主兵は目下これを殲滅中なり

【〇〇発同盟二日發同盟】二日午後六時迄に判明せる我が軍の戦果左の如し

我軍 戦死二〇名（内将校二名） 戦傷六七名

敵軍 死傷約二五〇名以上の見込 堤防決潰により死傷七〇名）

常當山を陷れて
山頂から猛砲撃
壯烈だつた黄梅攻略

【〇〇二日發同盟】常當山の山嶺は眼下に横たはる黄梅城に向け一斉に砲火を集中突撃部隊の進撃を援護し、かくて午後七時半十分長谷川部隊の先頭は一気に黄梅城北門に殺到、城壁を越えて小銃にも最後の抵抗を試みる敵に突撃を加へて午後八時迄に北門を突破、歩兵は城内に討ち込み北門上方高常當山に散列を布いたわが歩兵隊は眼下に横たはる黄梅城に向け一斉に砲火を集中突撃部隊の進撃を援護し、かくて午後七時半十分長谷川部隊の先頭は一気に黄梅城北門に殺到、城壁を越えて小銃にも最後の抵抗を試みる敵に突撃を加へて午後八時迄に北門を突破、歩兵は城内に討ち込み北門上方高

原案通り決定
對米爲替レート追加協定
調印終了 四日から實施

【東京三日發同盟】外国為替銀行の為替売買レートの追加協定は三日の為替銀行間為替市場において左の如く決定、四日朝の為替市場に於ける対米為替レートの基準となることとなつた、外国為替銀行に対しては従来の売買申込みの手数料をもつて満足すべきである、西部より上一ケ月先物に至る対米レートは従来通りフラットとする

一、三ケ月以上五ケ月までの先物に対しては半ポイント（十六分の一銭）の開きを設ける

一、六ケ月先物は更に半ポイントの開きを設け同物に対して一ポイント開きとする

一、六ケ月以上の先物は原則としての取扱ひを行はないが取極を行ふ場合には六ケ月物と同様とする

而して右の対レートの開きは、三段階としたのは現在米、ポンドスは三ケ月先物に半ポイントの開きを設けオープンマーケットにおける四ケ月以上先物のレートは存在しないが現在において左の程度の開きを設けるものである

ソ機又もや越境
古城方面に爆弾投下
——日、ソ兩軍の損害

【京城二日發同盟】國境東端琿春方面より入つた二日午後八時ソ側の飛行機は又もや古城方面に飛来爆弾を投下せり

【京城二日發同盟】二日午後六時半ソ側の飛行機は又もや古城方面に飛来爆弾を投下せり

我軍 戦死二〇名（内将校二名） 戦傷六七名

敵軍 死傷約二五〇名以上の見込（堤防決潰により死傷七〇名）

ソ軍執拗に來襲
その都度撃退さる
壯烈だつた黄梅攻略

【京城三日發同盟】琿春東端沿岸二日午前十一時二十五分頃ソ——三日午前十時までに遡上した艦艇は左の通りである

一、駆逐艦型の艦は再び敦化より哈爾濱方面へ

一、ソ艦艇の往来は極めて大なるものの如し

一、我が第一線部隊将兵の大半は疲労困憊し来れるをもつて更にこれを後方に移動せしめ休養せしむるの要あり

一、午後八時頃再び敦化より哈爾濱へ

一、敵の歩兵は古城東北約十哩琿春河沿の陣地を占領せるも我に駆逐され逃走せしめつつあり

一、敵の重爆撃機は去る二日琿春飛行場を襲撃したるも我が高射砲の猛射を受けたるに驚き我が戦闘機の来襲するを恐れ爆弾を投下したるのみにて逃走せり

一、六日琿春飛行場を襲撃したる敵機は十数機にして内二機は撃墜されたり

一、三日琿春飛行場を襲撃したる敵機は十数機にして内二機は撃墜されたり

近海運賃の昂騰を抑制
官民が協力して
法幣相場 新安値

國府の輸入統制 愈よ最後の段階

【上海二日發同盟】揚子江方面戦局の進展に伴ひ、敵側の法幣に依る支拂と之に伴ふインフレ的傾向に對抗し、敵側の物資獲得を困難ならしめんが爲、國府は最近に於ける通貨膨脹の趨勢に鑑み、從來の輸入統制に更に一段と強化を加へ、之が實施に關する具體的方策を決定、二日より實施に移すこととなつた

生産、卸に遡り
物價値下を斷行
愈よ第二段階に入つて
砂糖包裝用材料
輸入爲替許可
糖聯が大藏省に折衝の結果

【東京二日發本社特電】政府は米穀の騰貴に對しては既に第一段階として米穀の消費節約を強調したが、更に第二段階として物價の抑制を断行する爲め商工省内に物價局を設置し、物價の騰貴を防止するの外、生産、卸の段階に遡つて物價の引下を断行することとなつた、之が

鐵道の被害甚大

けさまでの報告は百餘箇所

新竹州下の大豪雨禍

山崎新竹間は明朝迄に復舊

不通區間の連絡に局營バス運轉

手荷物は運延免れず

二日の新竹州下における鉄道被害は意外に甚大なるものがあり、三日昼頃までに判明せる被害は大小実に百餘箇所を数し、観察眼より可成りの日數による復舊である、而してこ二日午後十二時現地よりの報告に依れば後圳駅構内北側の新港橋梁は急流のため流失、鉄柱八本も折から鉄道部では當分海岸線を放棄し山線の復舊工事を急ぐことに方針を決定、今朝午前六時見込隧道の復舊に依り台中線は先づ全通することとなつた

山崎新竹間は明朝迄に復舊

復舊工事の實況は現場より電話の報告が未着で確定的には不明なるが、山崎新竹間は四日頃迄に復舊するとの見込みがたてられず、海岸線は後圳の鉄橋と隧道と大山間の十數箇所の被害が大きく現在では當分旅客の外あるまいとされてゐる

時間經過して午後八時頃の發表

コレラ防遏陣を張る

督府から各州へ通牒

忘るな來る十二日

臺灣が戰時體制に轉じて一年

各地方で防衛團の點檢

臺灣には絶對に寄せつけ度くない

總督府下條技師の談

臺灣に多い甲狀腺腫

外科的處置で根治

臺大の河石博士巢窟地を視察

新公園の清掃隊

榮町民が汗の奉仕

都市對抗野球

けふ隆商で進期

張鼓峰事件で最初の犧牲者

大宮軍曹壯烈な最期

豆腐の賣子さんを登錄の制度に

南署衛生係のヒット

愛婦樺山班の慰問演奏會

樺山驛の白鼠

北署に擧げらる

坂本素魯哉氏絶望狀態

父を探し求めて九年……

日本全國を歩く

病み衰へた青年を基隆水上署で保護

上海戰線思出の會

十四日帝都の日比谷で

部下の武運を祈つてと老母へ情けの手紙

九江で戰死した田平彌一少尉

基隆市で本島人に公債購入を宣傳

本月下旬の賣出しを期に

東海道線も不通

中南部からの船客全部乘船

富士丸一時間遲れて出帆

浸水家屋二千餘

住家の倒壞百四十九

書道展入選者

榊の小父さんマ病で逝く

憲東地民は痛惜

辨當や

催賀中將赴任

書籍雜誌商組合の總會

研修會延期

林長庚氏醫博に

今晩の映畫

あすの天氣

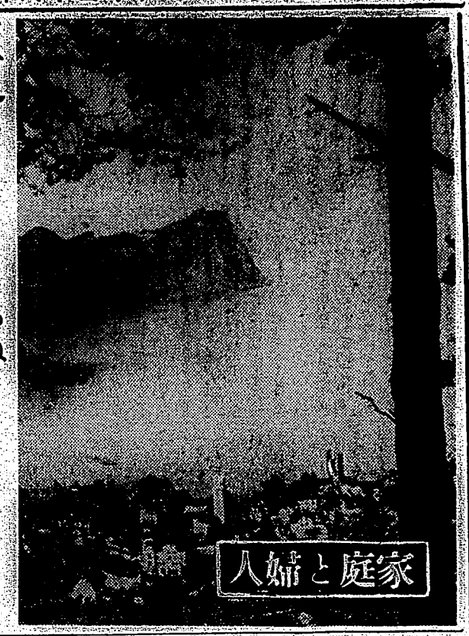

夏になくてならぬ梅干の效能は？

軍食として重要なもの故　無駄にせずに使ひませう

日の丸弁當の梅干は、古くから米と共に日本食を代表してゐるもので、私達には親しいものです。戰場へは、昔から軍糧食の一として缺かれてゐます。ところで、この梅干の榮養價はどんなものかと申しますと、蛋白質、脂肪、鐵分、燐等は大したものではなく、又ビタミンもなく、梅干自身の榮養價としては特にあげる程のものです。しかし、之を用ひますと次の樣な効能があるのです。

○

先づ心氣を爽快にし、食慾を進め、消化を助け、水あたり、食あたりを防ぐ等榮養上の間接の効能は極めて大であります。特に夏季は梅干が非常に効能を發揮するのも右の理由によります。その他消化劑の分泌多くなり、腸内の殺菌、蛋白質の消化に多大の働きをします。それ故胃腸過多症の樣んな病人に與へても有效であると云はれて居ます。

○

なほ、梅干は特殊の成分をもつてゐるため古來民間療法として、色々の場合に用ひられ實驗的效能を發して居ります。例へば、蟲刺毒として下痢の際があり、又頭痛の際は梅干をこめかみから額にはりつけると氣分が爽快になり、頭痛は自然と止まります。鳩尾みの痛み顏や脚にはといたみ止めにより、歯齦腫やリウマチスの場合にも土瓶に入れて煎じ、その煎じ汁をメンネルに漬し、かたくしぼつていたむ所に一時間ちくり返し温めると非常に效果があると實驗されて居ります

○

なほ、梅干は古來赤痢、コレラの大流行の際梅干、梅酢、梅酒、梅肉エキス等沢山に用ひられ、效を奏したとされ、今日に於ても民間療法として實用されてをります。又梅干には殺菌力があり、同時に防腐力を持つて居ります故夏季、魚のすしなどの腐るのを防ぐために、梅干をたきこみ、又は魚ぴつの底に梅干を置き御飯を取るとか、或は夏季弁當に梅干を入れて效果あることは誰しも知つてゐます。

御梅干は少食で强い疲勞を持つて居り、いはば梅干一顆で一食分の御飯を消化する事が出來ると云つて過言でない程です。又梅干には殺菌作用

江戸桃花陣 (104)

第九回

海音寺潮五郎作
富永謙太郎畫

百鬼夜行（十三）

「からいふわけなので、もし、何かの都合で親分がいけないと言へば、たとへ親分はわかつてゐても、向つ面は酷い人だつて手は出さないの。馬力栄や向仙楽がどんなにあせつたつて、まだわかりませんとそいつてごまかしとくのよ。酒屋さん、瓜の子吉つて人を知つてゐる？」

「依しませぬ。どこのお人でござらうか」

「今の人でちやないのよ。昔の人なのよ」

「はは、昔の人で」

「昔の人だつて馬鹿にしちやいけませんよ。昔れ、瓜の子吉といふ人があつてね。その人が今の話の向つ面の親分の元祖なのよ。この人は大変な勢ひがあつて、お大名や お旗本衆の家で秘伝薬があると聞けば自分のところに聞きに来ると二三日のうちにはきつと見つけて来たつて人なの。あんまり勢いの加減の罪を発せて捕へて殺しちやつたんださうですわ」

「……」

「瓜の子吉親分のあと、しばらくはさういふ親分が現はてゐなかつたけれど、近頃になつてまた出来たの。それが蟹と言ひなさる？——あの百兵衛親分と」

「あの親分殿が、その大親分——なるほどのう。ただの人の噂へではないと存じ申した」

兵衛は舌を巻いて感心した。するとおりんは得意気に笑つて

「ほほほほほ、感いたでせう。だから、安心していらして大丈夫なのよ。殿様はきつとすぐ無罪にお帰りになりますわ」

「さうなござるな。お心の言葉もござらぬ」

またしても、兵衛は泣きさうな顔を出した。

それからまたしばらく——

二人は黙つて歩いた。おりんは雨の降つた小砂利にさした自分の日傘の赤い爪掛を見つめながら何やら考へこんでゐるやうだつたが、ふとその顔をあげると、真正面に長屋の方に向つた。

雨の中、兵衛を慰さめさうにして、傘の柄を肩にかついで、歩いてきた。

多少の非難すべき点もあるが、少くとも時局に対する覚悟は相当深められ、巷間に謂れる「ハー……小唄」の調は勇ましい軍歌と変り、「ホット・ジャズ」等と聞いて唇つては世間體が悪いときそになつたそこでこのレコードから時局下の日本を覗つて見ると一年半位の過去と比較して餘りにも相違の激が強い。

×

この「ハー小唄」のそも〳〵の發出にトップを切つて日本全国の津々浦々を風靡し、小唄の女王の如く謳歌太郎をして名をなさしめた「島の娘」二ケ年の賣り上げが四十二万五千二百枚、世界では五十万と云つて居るが、実際今日迄かくの如き大部の賣行を見せたレコードはない。併し名誉下日本にあつてかうした悲いレコードの賣行はビックリと正さうだが、これに代つて登場したのは軍歌だが、平時に於ては日に万たつた賣行さへもないこの組のレコードが実にすばらしい速出となつて「露營の歌」の賣行実数は実に六十四万といふ異例のレコードを示した。世間では百五十万突破といふ驚さへある位で現代流行の大ヒット

×

事變以來千五百 筆頭は"露營の歌" レコード事變色

昨年七月盧溝橋事件以来本年三月まで内務省警保局で扱つた時局關係のこの種レコード發行数は実に千四百七十二種で同期間内に於ける發行総数八千七百九十九種に比すれば、その六分の一を占めて居ると云ふ有様だ、この時局レコードを分解して見ると

軍歌、流行歌、俚謡、場歌　八九一種
管絃樂　二三種
吹奏樂　二〇種
洋樂（器樂）　二〇種
新邦樂　一種
宣誓　二種
唱歌　一二種
兒童劇　一七種
物語風世話物、講談、講談　六三種
ドラマ　一一種
ニュース　八種
兒童音樂　三種
浪花節　一九種
落語　二五種
万才　一種
詩吟　六四種
講演　一一種
其他　一種

と云ふことになつて居る。

×

こんな具合で事變發生以来と云ふものは、国民の眼は眼せずして何事も事變中心として動き、業者も亦これに伴つて製造し始めたのである。

従つて昨年八月、九月と續いたこの種のレコードの發行数を増加し、本年一月までは一ケ月一百種にも及んだが、二月頃から戦争用物資の問題が叫び出されて出来栄も漸く悪となり、三月の發行数は百共一種と云ふが如きことになつたが、聞くが如く「ハー小唄」よりも軍歌が盛典的發行せられたことは相當注目すべきものであらう。

鳴く虫のお話

夏から秋にかけて、夜のしづけさの中で絶えな音をたてて鳴く蟲は数種であるが、その最も代表的なものは松虫、鈴虫、轡虫、機織虫、馬追、螽斯、蟋蟀、金鈴子、ひぐらし、蜩、蝉、蜉蝣、蜻蛉、蛍、蚊、蚤、蚋、蠅、蚯蚓、蜘蛛、蟻、蜂、蝶、蛾、蛞蝓、蝸牛、蚰蜒、蜈蚣、蚯蚓、蛭

(一)　第一万三千七百八十四號　臺灣日日新報　昭和十三年八月四日（木曜日）　(明治卅一年五月九日第三種郵便物認可)　(月二回發行)

臺灣日日新報

本日夕刊共十二頁
臺北市表町二丁目一番地　臺灣日日新報社
電話（代表）五八〇一番　振替臺北一〇九八番　定價一部六錢　一ヶ月前金四圓五拾錢　普通郵便一行十五字　一ヶ月金八圓　特別郵便一行　同　貳圓五拾錢　廣告料金別記

社說

ソ聯極東軍の無軌道行爲　事態擴大せば困るはソ聯側

張鼓峰正面の其後の平靜であるに拘らず、局地的に惡化の傾向を辿つて居る。即ち去る三十日、日露間の手で引き揚げられた露軍を再び張鼓峰に集結されたとの報に接してからは、ソ聯側は其の既成事實を盾として、飽迄張鼓峰の最

二

中央軍の主力を早日に後退させす

兵力保存に國府汲々

頻に長江堤防決潰

數千の農民を强制し

第三國旗を濫用し機雷布設作業

卑劣極まる敵艦船

【南京三日發同盟】わが陸軍當局が初め、黄石港方面に敷設せる第一國籍船の通過を容認し揚子江内における不法行爲の發生を未然に防止するの措置はわが軍の寛容なる態度を誤解して、わが國の權益を侵害せんとする行爲が非常に增加した、即ち過去數ケ月間における敵艦艇の空中偵察の回數に表れ、更に最近に於ては第三國旗を濫用してわが艦艇の航行を妨げ

內地漁業移民の招致と督府の方針

奬勵に關する一定條項を決定

臺灣總督府に於ては漁業內地人漁業移民獎勵の方針を一定せず、移民招致の希望者を定めてゐたが、今般左の如き一定の方針を確立し昭和十三年度に於ては之を實現する內地漁業移民に着手することとなつた、尙ほ漁船漁具、共用漁具、共用漁場、共用貯氷庫、共用製造場、共用修繕場、其の他必要なる共用施設の（一）漁業權設定費補助（二）漁業權設定費補助（三）漁業權設定費補助（四）共用漁業施設費補助の四項目に關しては新に修繕せられたものである、この程度に留めたのは、移民招致の手續等に關して總督府內地出張所長の意見を參酌し、その實情に應じ適當なる條項を選擇して各府縣知事宛通牒したが、その要點を摘示すれば次の如くである

漁業移民招致地區は新に修繕せられたる漁港を對象とし、其の利用區域は必要と認める場合を除き漁港の區域內を限度とすること

（一）國庫補助は移住漁民の移住者全部の旅費の外移住當初の臨業資金並に移住後の不時の支出に充つる爲金百圓以上を限度とし得る者たること

第二、移住漁業者並に其の家族の資格及條件

（一）漁業者は漁港に永住するの意思を有する滿二十歲以上五十歲未滿の有家族者たる男子にして漁力漁船を使用する漁業に經驗を有し成る可く在來漁人たること

（二）漁業者は移住漁港の移住者全部の旅費の外移住當初の臨業資金並に移住後の不時の支出に充つる爲金百圓以上を限度とし得る者たること

（三）漁業者は移住漁港の移住者全部の旅費の外移住當初の臨業資金並に移住後の不時の支出に充つる爲金百圓以上を限度とし得る者たること

第三、移住漁業者並に其の家族の資格及條件

（一）漁業者は漁港に永住するの意思を有する滿二十歲以上五十歲未滿の有家族者たる男子にして漁力漁船を使用する漁業に經驗を有し成る可く在來漁人たること

（二）漁業者は移住漁港の移住者全部の旅費の外移住當初の臨業資金並に移住後の不時の支出に充つる爲金百圓以上を限度とし得る者たること

（三）漁業者は移住漁港の移住者全部の旅費の外移住當初の臨業資金並に移住後の不時の支出に充つる爲金百圓以上を限度とし得る者たること

（四）共用漁業施設費補助

（一）共用漁船、共用漁具、共用漁具倉庫、共用漁場、共用貯氷庫、共用修繕場、共用製造場、其の他必要なる共用施設

（二）漁業權設定費補助

（三）漁業權設定費補助

（四）共用漁業施設費補助

右の內漁船は移住漁民一戶に付一隻、漁具は一戶に付一組、漁場は移住漁民一戶に付宅地となるべき官有地百坪以內を限度とし、其の他の施設は移住漁民數を參酌し適當と認むる數量とすること

（一）國庫補助は移住漁港に於ける漁業權の免許を受けたる者に對し其の利用區域內に於ける漁業權の行使を條件として之を設定すること

（二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（三十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（三十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（三十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（三十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（三十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（三十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（三十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（三十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（三十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（三十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（四十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（四十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（四十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（四十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（四十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（四十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（四十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（四十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（四十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（四十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（五十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（五十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（五十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（五十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（五十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（五十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（五十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（五十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（五十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（五十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（六十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（六十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（六十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（六十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（六十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（六十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（六十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（六十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（六十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（六十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（七十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（七十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（七十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（七十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（七十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（七十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（七十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（七十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（七十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（七十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（八十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（八十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（八十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（八十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（八十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（八十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（八十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（八十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（八十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（八十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（九十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（九十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（九十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（九十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（九十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（九十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（九十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（九十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（九十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（九十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百二十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百二十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百二十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百二十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百二十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百二十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百二十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百二十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百二十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百二十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百三十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百三十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百三十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百三十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百三十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百三十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百三十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百三十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百三十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百三十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百四十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百四十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百四十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百四十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百四十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百四十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百四十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百四十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百四十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百四十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百五十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百五十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百五十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百五十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百五十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百五十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百五十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百五十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百五十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百五十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百六十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百六十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百六十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百六十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百六十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百六十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百六十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百六十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百六十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百六十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百七十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百七十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百七十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百七十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百七十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百七十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百七十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百七十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百七十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百七十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百八十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百八十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百八十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百八十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百八十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百八十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百八十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百八十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百八十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百八十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百九十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百九十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百九十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百九十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百九十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百九十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百九十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百九十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百九十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（百九十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百十一）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百十二）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百十三）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百十四）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百十五）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百十六）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百十七）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百十八）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百十九）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權の行使に關する規約を設定し、之を實行すること

（二百二十）漁業權の設定を受けたる者は其の漁業權の行使を開始する迄に漁港內に於ける漁業權

新タングラスの雄姿

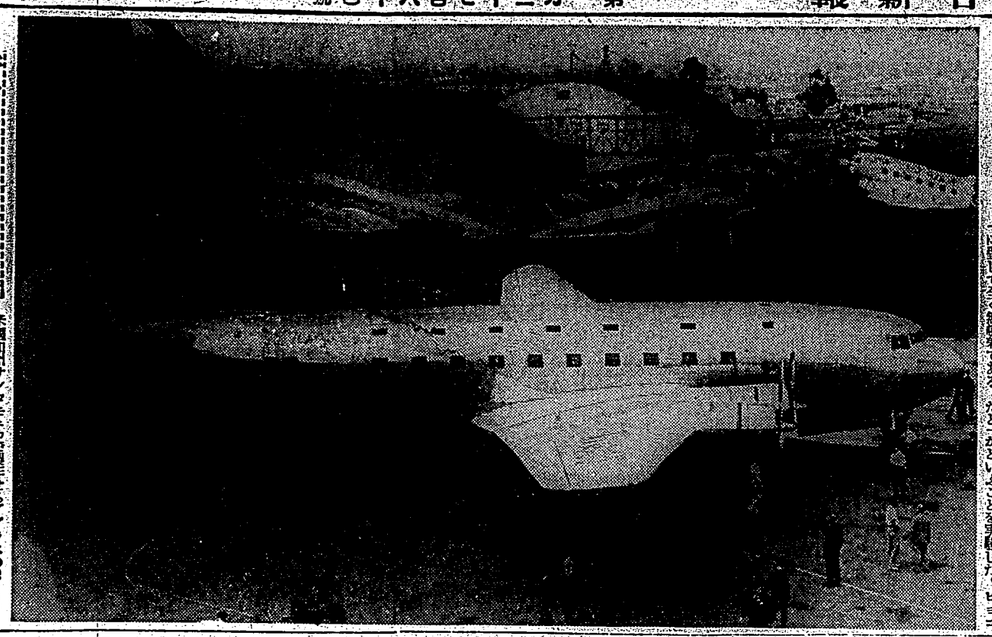

米國加州サンタモニカで製作せるダグラスDC—4型の大旅客機

ソ聯の新々機

十六はもう古い TB六型が出現か

だが製作技術は低下し 産出機數も漸減した

赤色陸軍國——ソ聯はオソアヴイアヒム（国防飛行化学会）指導の下に九月一日までに首都モスコー、レニングラード、キエフ、バクー、ウラヂオストク、ハバロウスク等の各地方で、防空演習を行い、同時に前記各都市の防空設備を完全にするため空襲演習を行つてゐると傳へられてゐる。

×

偖らばソ聯航空軍業の現狀はどういふ風になつて居るか——最近ドイツ側の調査によれば、一九三六年（昭和十一年）以降のソ聯航空工業は内容的に著しい發達の跡を示し、昨年度一ヶ年間の飛行機製作台數は五千四百臺であると傳へられて居る、其數字と過去數年の趨勢を並べれば次の如くである

單發戰鬪機	一、〇〇〇臺
同上一六型（I-E）	一、〇〇〇臺
同上一七型	一〇〇臺
同上P型	一〇〇臺
計	一、二〇〇臺
L・B型雙發爆撃機	一〇〇臺
D・I六型雙發爆撃機	一